

# 2022 年度事業報告書

公益社団法人 日本複製権センター

## 1. 法人の概況

### (1) 2022 年度の活動

2022 年度は、新型コロナウイルス禍の影響が残る中、引き続き積極的な事業活動が制約される状況であったことから、メリハリをつけた事業実施を目標とし、過年度より継続実施中の日本経済新聞社発行 4 紙（以下、「日経」）の管理委託開始に伴う改定使用料規程に基づく使用料徴収と電磁的複製許諾への更なる移行に努めた。

また、新方式著作物複製実態調査の本格実施、海外管理事業者との相互管理契約に向けた協議及び調整、各種システムの開発・実装及び 2023 年度に本格展開する官公庁等向け契約促進活動に向けたホームページの改定等を行った。

さらに、使用料規程の一部改定も行うことで、より適切な使用料徴収（増額）を行うための制度整備を行った。

### (2) 委託管理事業管理概況（2023 年 3 月 31 日現在）

#### ①管理出版物数/管理著作物数、各構成団体及び個別委託者より委託されている出版物数及び著作物数

- |                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| ・ 一般社団法人学術著作権協会：  | 定期刊行物 2,682 点、書籍 3,497 点   |
| ・ 一般社団法人新聞著作権協議会： | 66 社、98 紙                  |
| ・ 著作者団体連合：        | 合計 14,993 名の著作者による全著作物     |
| ・ 個別委託者からの委託著作物：  | 団体 75,553 点、個別出版者 22,352 点 |

#### ②契約者数

契約件数 2,659 件

グループ企業を含めた利用者数は 5,748 者

#### ③使用料徴収

使用料徴収額は 700,179,772 円（2021 年度 619,221,215 円）

#### ④分配額

2022 年 9 月に分配した 2021 年度徴収に対する分配額は 466,612,176 円

（2021 年 9 月分配額 393,171,906 円）

## 2. 事業の状況

### 【2022 年度事業計画の重点事業に対する取り組み】

#### (1) 使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等について

##### ①官公庁等に対する契約促進活動

コロナ禍の影響が継続している状況であったため、本格的な契約促進活動は 2023 年度に延期。2022 年度は準備作業として、対象官公庁等リスト作成を行うとともに、JRRC ホームページに特設ページを開設済。また、新著協加盟地方紙との連携を見据えたアンケートも 2022 年度内に実施済。

##### ②大規模利用者等対象とした使用料規程第 5 節契約への移行促進

第 5 節契約者の割合を高めるべく、第 2 節契約者向けのメールマガジンや DM により契約移行を促した結果、約 15,000 千円の増額を達成。

##### ③使用料規程改定に向けて利用許諾範囲拡大の検討を開始（利用者団体等協議含む）

使用料の値上げを伴う使用料規程の大幅な改定の前に、緊急性の高い改定として包括許諾契約・実額方式の規定に「小規模企業：全従業員数が概ね 50 人以下」という制限を設ける変更を行うとともに、包括許諾契約・簡易方式が主たる契約方式である旨を明確にする改定を行い、文化庁に受理された（2023 年 4 月 1 日施行済）。

また、2025 年 4 月 1 日を目途とした使用料の値上げを伴う改定について、執行部及び事務局内で素案を累次に亘り検討。

##### ④非一任型の管理方式に関する検討

使用料規程の対象外である「非一任型の管理方式」の検討については上述の③の改定素案において併せて検討。

##### ⑤海外の管理事業者との契約締結に向けての管理委託著作物 DB アップデートの検討・整備

下記 3. に掲げる海外 RRO との契約締結後に必要となる DB 整備の在り方について調査・検討を行う予定であったが、海外 RRO との契約について、JRRC 内部で検討継続中であるため、具体的 DB の整備のあり方は、当該検討の進捗に応じ次年度以降検討。

#### (2) 使用料の分配

##### ①新方式による試行的調査を実施（継続）

##### ②新方式実態調査の方法に関する再計画の検討と実施

試行的調査を実施し、その結果を踏まえて本格調査を実施済。また、並行して開発した調査用アプリケーションの開発も終了し実装。

### ③管理手数料低減に向けての取組

効率的な業務体制の構築と業務フローの改善等に加え、官公庁等向け契約促進活動の次年度への延期、過年度の引当金の取り崩し等も含め、メリハリを利かせた業務の実施により、管理手数料率は昨年度に引き続き 25%を下回る約 23%を達成。

### (3) 海外の管理事業者との相互管理契約

米、英、豪、独、仏の主要国の RRO<sup>1</sup>を対象とした相互管理契約締結について、先行して NLA<sup>2</sup>（英国）との協議を実施。また、CCC<sup>3</sup>（米国）とも協議開始に向けた意見交換を実施。

### (4) 管理事業実施体制の強化

#### ①労務環境や労働条件等改善を図るため、就業規則等の改定を行い円滑な実施をする。

業務分担を見直し特定の職員に負荷が偏らないように配慮するとともに、新規の採用により欠員を補充して業務全体の実施体制を強化。

#### ②管理業務に関する基幹システムの開発に着手するとともに、前年度に措置済みの WEB 契約システムの継続改修を実施し、基幹システムとの連動を図る。その際、特定の外注ベンダーに依存しない方法で取り組む。

基幹システムの開発はスケジュールどおり進行中で、2023 年 7 月 1 日開始予定の継続契約分の使用料申請に対応すべく開発継続中。WEB 契約システムは、2023 年 2 月に運用開始済。

### (5) 広報や著作権教育の充実

契約促進の円滑化を図るため、ホームページ及びメールマガジンの内容を改善する。また、契約促進を目的として、これまでの紙ベースの広報手段に加えて SNS 等ネット媒体を利用することにより、当センターの管理業務に関する広報を実施する。

ホームページについては、緊急改修として官公庁等向け特設ページ及びクリッピングに関する説明ページを追加し、トップページのバナーも見直しを実施。

メールマガジンは原則週 1 回ペースでの発行を継続。

### (6) 海外著作権関係補償金等分配機構（仮称：JARRD）の設立

---

<sup>1</sup> RRO：Reproduction Rights Organization。複製等に関する権利を集中管理する団体で、当該権利にかかる使用料の徴収と分配を主な事業とする。

<sup>2</sup> NLA：Newspaper Licensing Agency。イギリスの新聞社が集まり、ジャーナリズム活動を支援することを使命とした新聞社権利の管理団体。

<sup>3</sup> CCC：Copyright Clearance Center。米国における複製等にする権利の集中管理団体。

2022年9月を目処に SARTRAS 補償金海外分の分配が始まる予定であるところ、一般社団法人学術著作権協会と連携・協力を図りつつ、また、他の関係団体とも必要に応じて協議を行いつつ、同年7月～8月を目処に当該機構の設立を目指す。

一般社団法人学術著作権協会とともに、JARRD 設立に向けた準備を行うとともに、JRRC 関係団体や SARTRAS、JCOPY をはじめとした関係者との協議を実施し、2023年度早期に設立予定。

#### (7) 学術関係補償金等管理センター（仮称）の設立支援

SARTRAS 補償金の分配が開始されようとしているところ、大学等の教員等による著作物に係る補償金受領の仕組みの構築が急務であることから、前年度に引き続き、当該補償金の分配のための組織の設立支援を行う。

必要に応じ側面支援を実施。

#### (8) SARTRAS や図書館等公衆送信補償金管理協会の設立・運営等への協力

SARTRAS については、今年度においても必要に応じて運営等に関する協力を行う。

また、図書館等公衆送信補償金管理協会については、同協会の各委員会および各ワーキンググループにオブザーバー参加するなど必要に応じて協力を行う。

必要に応じ側面支援を実施。

### 【2022年度事業計画の経常事業に対する取り組み】

#### 1. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業を行う。

##### (1) 徴収

2022年度の徴収目標額を650,000千円とする。

第5節への移行促進及び日経切替え分の上振れ（約21,000千円）、新規契約による増額（約9,000千円）及び契約者の2022年度内入金が増加等（約20,000千円）により50,000千円増の700,000千円を達成。

##### (2) 分配

著作物複製利用許諾契約に基づく2021年度分使用料について、分配委員会が答申し、理事会が承認した分配方法に基づき、2022年9月30日に、各会員団体及び個別受託契約の契約先に分配実施済。

#### ①複製使用料の徴収

2022年度における複製使用料徴収額は700,179,772円となり、予算650,000,000円

に対して約 50,000,000 円の増収となった。

## ②複製使用料の分配

2021 年度に徴収した使用料総額 619,221,215 円から、管理手数料を控除した 466,612,176 円を、2022 年 9 月末に権利者団体及び個別委託者に分配した。

各権利者団体及び個別委託者への分配額は以下の通り。

・ 一般社団法人学術著作権協会	116,217,678 円
・ 著作者団体連合	157,674,001 円
・ 一般社団法人新聞著作権協議会	150,861,966 円
・ 個別委託者小計	41,858,531 円
合 計	466,612,176 円

## 2. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業を行う。

### (1) 一般対象者及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

#### ① JRRC の自主事業

#### ②文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

著作権講座は 4 回開催（大阪工業大共催著作権講座を含む）。JRRC 創立 30 周年記念事業としてセミナーを 2022 年 9 月 30 日に開催。メールマガジンは I. 5. のとおり。

福岡県水巻町に講師派遣。広告宣伝は経団連タイムス、日本事務機新聞へ広告掲載。また、問合せ対応を含めた著作権思想の普及に通年で対応。

### (2) 国際的な活動への取り組み

IFRRO<sup>4</sup> 年次総会や PDLN<sup>5</sup> 総会への参加や、海外 RRO（英国 NLA 及び CLA<sup>6</sup>、米国 CCC、仏国 CFC<sup>7</sup>）への訪問を通じ、最新の海外事情調査及びその結果を理事会にて報告。

## 3. 不測の事態に対する事業継続のための取組

テレワーク対応の継続が可能となるよう、システム整備に対応済。現行サーバーのメー

<sup>4</sup> IFRRO: the International Federation of Reproduction Rights Organizations。世界複製権機構は、世界各国の複製権に関する権利を集中管理する団体（RRO）で構成される。現在、世界 85 ヶ国 150 以上の団体が加盟している。

<sup>5</sup> PDLN: Press Database Licensing Network。ヨーロッパの新聞発行者が集まり、Media Monitoring のための Licensing とコンテンツ提供を行うことを目的として組織された。各国の集中管理団体（RRO）が会員となり、現在の加盟数は、世界 23 ヶ国 27 団体にのぼる。

<sup>6</sup> CLA: Copyright Licensing Agency。イギリスの著作者権利の管理団体、著作者および出版者権利の管理団体で、教育機関、民間、政公的機関に権利、ライセンス供与の対象。

<sup>7</sup> CFC: Centre Français d'exploitation du droit de Copie。仏国における複製等にする権利の集中管理団体。

カー保守サービスの終了を踏まえ、クラウド化について検討。

事業における重要な事項は、2022 年度事業報告書に記載されており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条 第 3 項<sup>8</sup>に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は特に無いため、当該年度の附属明細書は作成していない。

以上

---

<sup>8</sup> 第 34 条「法第 123 条第 2 項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」に『附属明細書』が規定されており、同条第 3 項にて「事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。」と規定されている。

なお、第 34 条第 1 項冒頭の『法』は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を指す。